

# 市民総合体育館の休館日等を

## 変更する条例等を可決

### 第三回定例会

平成一六年第三回定例会(会期八月三〇日～九月二日)では、市民総合体育館の休館日を来年四月から毎月第1、3月曜日に変更する条例など議案四〇件(議員提出議案二件含む)が審議されました。「平成15年度一般会計歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、閉会中継続審査されることになりましたが、ほかの議案は原案のとおり可決(同意・認定含む)されました。また、第二回定例会で継続審査とされていた議案第52号「市道の路線の認定について」も可決されました。

なお、一般質問には一五名の議員が、三日間にわたり市政全般について質問をいたしました。

### 議案審議(本会議)

平成一六年第三回定例会に提出された議案 本会議での質疑及び審議結果については、次のとおりです。

- 議案59 狭山市助役の選任について (原案同意) (北田 清 氏)
- 議案60 狭山市教育委員会委員の任命について (原案同意) (門倉 節明 氏)

- 議案61 狭山市教育委員会委員の任命について (原案同意) (吉川 明彦 氏)
- 議案62 狭山市公平委員会委員の選任について (原案同意) (齋藤 榮子 氏)
- 議案63 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて (原案同意) (木村 愛子 氏)
- 議案64 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて (原案同意) (櫻井 節子 氏)

議案65 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて (原案同意) (沼崎 千枝子 氏)

議案66 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて (原案同意) (久保田 正之 氏)

議案67 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて (原案同意) (斎藤 和子 氏)

議案68 狭山市市民健康文化センター条例の一部を改正する条例 (原案可決)

問 舞台装置等を使用しない場合の多目的ホール利用区分から「全日」を削除した理由と一日通しての利用希望があった場合の対応は。

答 「全日」で利用された例がないため、利用区分からは削除したが、一日通しての利用申し込みもできるように検討していく。

問 舞台装置等を使用しない場合の多目的ホール使用料を平日、休日等に関係なく一律にした理由は。

答 体育施設の貸し出しについては、他の施設と同様、平日、休日等に関係なく使用料を一律にするものである。

問 多目的ホールの使用方法や使用料の額を見直すに当たっ

て、市民からの意見は。

答 市民からの意見を反映させた改正内容になっている。

問 舞台装置等を使用しない場合、多目的ホールを二時間単位で貸し出すことになるが、利用者にとって二時間は短いのでは。

答 利用単位を二時間と短くすることで、利用者の利用機会を増やそうとするものである。

問 舞台装置等を使用しない場合、利用時間帯に関係なく、多目的ホール使用料を一律にした理由は。

答 利用時間帯に関係なく、使用料を平準化したものである。

問 改正後の使用料収入は。

答 ほぼ従来と同様の収入額になると見込んでいる。

問 改正後に要する施設管理経費は。

答 従来と変わらない。

問 舞台装置等を使用せず、多目的ホールを三時間利用したい場合は。

答 利用単位二単位の四時間申し込んでいただくことになる。

問 市民健康文化センターにとって、勤労者体育センターを取り壊すことの財政効果は。

答 財政効果はあると考える。

議案69 狭山市立地域スポーツ施設条例の一部を改正する条例 (原案可決)

問 休業日を減らし、利用時間を延長することで、施設管理経費と使用料収入は。

答 施設管理経費約三四一万円、使用料収入約三〇〇万円の増加を見込んでいる。

問 使用料の見直しは、いつ以来か。

答 平成五年の開所以来、初めてである。

問 小・中学校の体育館開放事業の実施状況は。

答 平成一五年度は小学校一五校、中学校一校で実施した。

問 利用単位を二時間とするに当たって、現在の利用実態は。

答 特に把握していない。

問 利用団体ごと、一カ月の利用単位を四単位までとしているが、申し込み空きがある場合、四単位を超えての利用は可能か。

答 今後、利用単位の拡大を検討していく。

問 利用単位拡大の検討は、いつまでに行われるのか。

答 平成一七年二月中旬までには方針を出したい。

議案70 狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例の一部を改正する条例 (原案可決)

問 旧し尿処理場の取り壊しは。

答 解体費用に約三億円要することから、財政面の調整をしな



利用しやすくなる市民総合体育館

がら進めていく。

**議案71** 狭山市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

**例** (原案可決)

**問** 休所日を土、日曜日から火曜日に変更することで、利用人数、使用料収入、施設管理経費の見込みは。

**答** 利用人数約二、三二〇名、使用料収入約三五万円、施設管理経費約二五〇万円の増加をそれぞれ見込んでいます。

**議案72** 狭山市民総合体育館条例の一部を改正する条例

(原案可決)

**問** 休館日を減らし、利用時間を延長することで、施設管理経費と使用料収入は。

**答** 施設管理経費約六四一万円、使用料収入約一八三万円の増加をそれぞれ見込んでいます。

**議案73** 狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

**議案74** 平成16年度狭山市一般会計補正予算(第2号)

(原案可決)

**問** 防犯のまちづくり支援事業費補助金の支出先は。

**答** 防犯のまちづくり事業を行う自治会等を予定している。

**問** 緑化重点地区総合整備事業費補助金の今後の申請予定は。

**答** 入間地区の公園四カ所を予定している。

**問** 第一環境センター焼却炉の解体スケジュールは。

**答** 焼却炉の解体は、今後速やかにダイオキシン調査、解体実施設計を行い、平成一七年度に実施する予定である。

**問** 第一環境センター焼却炉解体に高額な費用を要する理由は。

**答** 国の規制により、焼却炉解体の際の作業員の安全を図るため、ダイオキシン調査の実施が必要になるためである。

**問** リサイクルプラザの建設は、入間市との合併に関係なく、独自に進めていくのか。

**答** 独自に進めていく。

**問** 不法投棄監視装置の設置時期と設置場所は。

**答** 平成一六年一月、不法投棄が多い地区に二台設置を予定している。

**問** 不法投棄監視装置による監視方法は。

**答** 生活環境課のモニターで映像を受信、保存していく。

**問** 不法投棄監視装置の設置によって、抑止効果をより上げるための考えは。

**答** 設置することを広報紙等で周知していく。

**問** 不法投棄への対応は。

**答** 悪質な場合には、告発も辞さない。

**問** 柏原新狭山線の信号機未設置箇所二カ所への信号機設置時期は。

**答** 平成一六年一〇月中の設置を予定している。

**問** 柏原新狭山線の信号機未設置箇所の道路両側に、常時、人を配置することが必要か。

**答** 学校等からの要望もあり、安全を考えて対応している。

**問** 小・中学校のトイレ改修計画は。

**答** 平成一六年度は山王小、御狩場小、狭山台北小、新狭山小、狭山台中、入間野中を予定し、未改修の小、中学校は平成一七年度に実施したい。

**議案75** 平成16年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(原案可決)

**問** 県が独自に実施してきた高額医療費共同事業補助金が廃止されたが、その背景は。

**答** 平成一五年度に高額医療費共同事業が制度化されたため、慢性腎不全等に限りて実施してきた県の補助が廃止された。

**議案76** 平成16年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(原案可決)

**議案77** 平成16年度狭山市老人保健特別会計補正予算(第1号)

(原案可決)

**議案78** 平成16年度狭山都市計画事業上広瀬土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

(原案可決)

**議案79** 平成16年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

(原案可決)

**議案80** 平成16年度狭山市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(原案可決)

**議案81** 鶴ノ木雨水幹線築造工事(その1)請負契約の締結について

(原案可決)

**問** この工事の全体的な概要は。

**答** 全体計画区間は基地から入間川までの一、八三七メートルを予定している。

**問** 何期に分けて工事をするのか。

**答** 防衛補助事業で実施するたため、現段階では確定していない。

**問** 全体計画区間の総事業費と工事期間は。

**答** 概算で約三九億円を見込み、工事期間は五カ年を予定している。

**問** この事業費は、基地が全額負担するべきでは。

**答** 基地以外の周辺地区でも雨水処理が可能になるため、一〇分の八・五の補助率で実施する。

**議案82** 財産の取得について

(原案可決)

**問** (消防ポンプ自動車取得)

**問** 自動車メーカーは。

**答** 三菱自動車以外でお願いしている。

**議案83** 財産の取得について

(原案可決)

**問** (小型動力ポンプ付積載車の取得)

**議案84** 財産の取得について

(原案可決)

**問** (入曽運動広場用地の取得)

**問** 取得用地の単価は。

**答** 一平方メートル当たり二万八、七四〇円である。

**議案85** 狭山市宮土地改良事業の施行について

(原案可決)

**議案86** 市道の路線の認定について

(原案可決)

**問** (入間地区内)

入曽運動広場内及び隣接す



る部分の市道を廃止し、残り部分を改めて認定する理由は。

**答** 隣接地権者との話し合いの結果によるものである。

**議案87** 市道の路線の廃止について (原案可決)

(入間地区内)

**反対討論**

**議案88** 市道の路線の認定について (原案可決)

(堀兼地区内)

**議案89** 平成15年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について (継続審査)

(歳入)

**問** 実質単年度収支が平成一五年度において、黒字に転じた要因は。

**答** 財政調整基金の取り崩し額の減少が大きな要因である。

**問** 固定資産税収入が年々減収している理由と増収に転じるための方策は。

**答** 地価の下落等が影響したものであり、土地価格の上昇や工場、店舗等の建設によって増収が見込める。

**問** サピオ稲荷山、サンパーク奥富の使用料収入が予算額より一割以上減収している要因は。

**答** 市内に類似施設ができたことなどから、浴室や大広間の利用者が増えたためである。

**問** 資本金一〇億円以上の法人に制限税率一四・七パーセントで課税した場合の法人市民税額は。

**答** 平成一五年度の予算、決算ベースで試算すると予算で約三億八、〇〇〇万円、決算で約六億四、四〇〇万円の増収がそれぞれ見込める。

**問** 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)について、資産評価から試算した固定資産税相当額は。

**答** 平成一五年度交付金約五億九、二二〇万円に対し、資産評価からの試算額は約一八億七、七八万円、基地隣接箇所の評価額からの試算額は約二〇億五、〇四八万円である。

**問** 市営住宅家賃や保育所保育料の滞納額が増えているが。

**答** 督促状の送付や電話、訪問により催促している。

**問** 平成一五年度主要施策等の報告は。

**答** 行政報告書として提出し、議案説明の際にも報告したところである。

(歳出)

**総務**

**問** 同和対策審議会はいつまで存続するのか。

**答** 今後も審議会の意見を伺いながら、施策を進めていきたい。

**問** 消費者相談件数が大幅に増えているのに、相談員の報酬額が増えていないが。

**答** 実情に応じて検討していく。

福祉

**問** 障害者の支援費制度における居宅介護支援サービスの利用者数は。

**答** 平成一五年度末で身体障害の方が一二〇名、知的障害の方が二八名となっている。

**問** 敬老行事委託料で、高齢者一人当たりの賄い費用が減額されてきているが。

**答** 社会福祉協議会、自治会等の要望を聞いていきたい。

**問** 入曽乳児保育所の入所対象を拡大できないか。

**答** 施設改修等の中で検討していきたい。



**問** 市内の国民年金取納率は。

**答** 平成一五年度は六二・四パーセントであった。

**問** 財政支援の繰入金に関する今後の想定は。

**答** 国民健康保険特別会計では、平成一〇年度と一五年度を比較すると約六億三千万円増加しており、今後も増加傾向で推移するものと考えている。

**問** 前年度比で扶助費の経常収支比率が上昇したにもかかわらず、全体の上昇率が抑えられた理由は。

**答** 事務事業の経費削減効果があらわれた結果と考えている。

環境

**問** 廃プラスチック類とペットボトル収集のキログラム単価は。

**答** 収集運搬、中間処理等を含め、廃プラスチック類が約六二円、ペットボトルが約八三円である。

**問** 廃プラスチック類とペットボトル収集の経費削減策は。

**答** 廃プラスチック類の分別収集を市内全域に広げてから、ペットボトルとの同一収集等、経費削減策を検討していく。

**問** 容器包装リサイクル法によって、リサイクル事業に対する自治体の費用負担が非常に重いものになっているが。

**答** 法改正の情報もあることから、

ら、改正法令等を見定めた上で総合的に検討していきたい。

**問** 廃プラスチック類分別回収の実施によって、燃やすごみの量の変化は。

**答** 平成一五年度の水富、狭山台地区の廃プラスチック類収集量一七六トン分、燃やすごみの量は減っている。

**問** 廃プラスチック類分別回収が柏原、奥富地区で開始されることによる見直しは。

**答** 平成一六年度末までに、四地区合わせて、収集量五七〇トンを見込んでいます。

**問** 生ごみリサイクル事業の協力力を、更に増やしていくための方策は。

**答** 現在、約三、四〇〇世帯に協力いただいているが、引き続き、協力を呼びかけていく。

商工

**問** 店舗・住宅リフォーム補助金の平成一五年度実績は。

**答** 利用件数二六件、対象工事費総額約五、四三万円である。

建設

**問** 埼玉県の急傾斜地崩壊対策事業の今後の見直しは。

**答** 現在の実施状況は予定の約三四パーセントであるが、県には機会あることに要望していく。

**問** 市営住宅改修工事を更に促進していくべきでは。

**答** 市営住宅改修工事を更に促進していくべきでは。

(5)

**答** 平成一五年度は水富団地外壁改修工事等を実施したが、今後も計画的に実施していきたい。

**問** 水富地区の住居表示実施世帯数と事業費は。

**答** 平成一二年度からの四九年合計で六、六三五世帯、事業費約九、七七三万円である。

**問** 水富地区の住居表示実施に伴う市民課等のコンピュータシステム変更費用は。

**答** 約三、四九五万円である。

**消防**

**問** 人口規模等から基準となる当市の消防職員数は。

**答** 現在の職員数一七一名に対して、二二三名である。

**教育**

**問** 第一学校給食センターの改修計画策定の見通しは。

**答** 現在、PFI(※)を導入した建て替えについて調査を実施しているところである。

※PFI＝公共施設等の設計、建設、運営等に民間の資金とノウハウを活用すること。

**議案90** 平成15年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (原案認定)

**問** 短期被保険者証の発行世帯数と事務手続きの流れは。

**答** 現在の発行世帯数は一六六世帯であり、短期被保険者証に

変更する旨の予告をしても、納税相談に応じない滞納者に対し発行している。

**問** 短期被保険者証を発行した世帯の所得階層の傾向は。

**答** 傾向は見られない。

**問** 高額療養費の申請に対する支払いは。

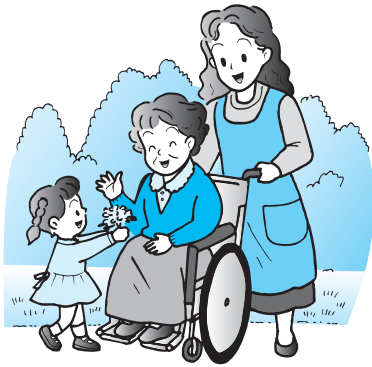
**答** 申請に対する支払いは一〇〇パーセントである。

**議案91** 平成15年度狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (原案認定)

**議案92** 平成15年度狭山市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (原案認定)

**議案93** 平成15年度狭山都市計画事業上広瀬土地画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (原案認定)

**議案94** 平成15年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (原案認定)



**問** 平成一七年度以降に見込まれる年間事業費は。

**答** 一〇億円程度で推移していくものと考えている。

**議案95** 平成15年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (原案認定)

**問** 介護保険給付費準備基金に積み立てができた理由は。

**答** 保険給付見込み額よりも実績が下回ったことなどが理由として考えられる。

**問** 狭山市の第2期介護保険事業計画の残り二カ年度の事業計画予測は。

**答** 保険給付費、保険料収納率が見込みどおり推移すれば、事業計画どおり運営できる。

**議案96** 平成15年度狭山市水道事業会計決算認定について (原案認定)

### 議員提出議案

**議員提出議案5** 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について (原案可決)

**提出議員** 栗原 武

**議員提出議案6** 日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書の提出について (原案可決)

**提出議員** 奥富 喜康

## 日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書

現在、政府は郵政事業の民営化に向けた検討に取り組んでいるが、郵政事業については、民間手法を取り入れた経営を行うとの観点から昨年4月に日本郵政公社として出発したばかりであり、その成否を見てから公社のままでののか、更なる改革を進めるべきかの議論を行うべきと考える。

現在、郵便局は郵便、貯金、簡易保険の三事業を通じて国民生活に密着したサービスを提供しており、地域にはならない存在となっている。その郵便局が民営化されると採算性を重視し、収益性の高い事業や地域に重点が置かれ、採算の取りにくい地方やサービスが切り捨てられる結果、日本全国あまねく公平なサービスの提供は確保されず、不採算地域にある郵便局の廃局が進むことなども懸念される。

よって、国においては、郵便局がこれまで果たしてきた役割を考慮し、現行経営形態を堅持されるよう検討することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月21日

埼玉県狭山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
内閣官房長官 金融・経済財政政策担当大臣 総務大臣  
財務大臣 経済産業大臣

## 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策が優先されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

### 記

#### 1 国と地方の協議機関の設置

地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

#### 2 税源移譲との一体的実施

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

#### 3 確実な税源移譲

今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

#### 4 地方交付税による確実な財源措置

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。

また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

#### 5 施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。

#### 6 負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

#### 7 新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

#### 8 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月21日

埼玉県狭山市議会

#### 提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣
内閣官房長官	金融・経済財政政策担当大臣	総務大臣
財務大臣	経済産業大臣	文部科学大臣
厚生労働大臣	農林水産大臣	国土交通大臣

### 平成15年度一般会計決算は 決算特別委員会で審査

#### 決算特別委員会委員名簿

委員長	奥 富 喜 康
副委員長	東 山 徹
	宮 寺 完 二
	向 田 千寿子
	栗 原 武
	伊 藤 彰
	高橋ブランクソノ久美子
	内笹井 務
	大 島 政 教